



令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 加東市公園遊具定期点検業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2024051200

業 務 名 令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 加東市公園遊具定期点検業務委託

履 行 場 所 加東市全域

兵庫県 加東市

[illegible]

令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 加東市公園遊具定期点検業務委託

工 種	種 別	科 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
点検業務費							
定期点検							
	単体遊具 (A)	劣化点検	基	91			
	単体遊具 (B)	劣化点検	基	33			
	単体遊具 (C)	劣化点検	基	3			
	複合遊具(小)	劣化点検	基	15			
	複合遊具(中)	劣化点検	基	2			
	複合遊具(大)	劣化点検	基	2			
打ち合わせ							
	事前打ち合わせ・調査報告		式	1			
直接人件費							
	直接物品費		式	1			
	業務管理費		式	1			
	一般管理費		式	1			
経費							
合計							
	消費税		式	1			10%
業務委託費							

位置図

西 脇 市

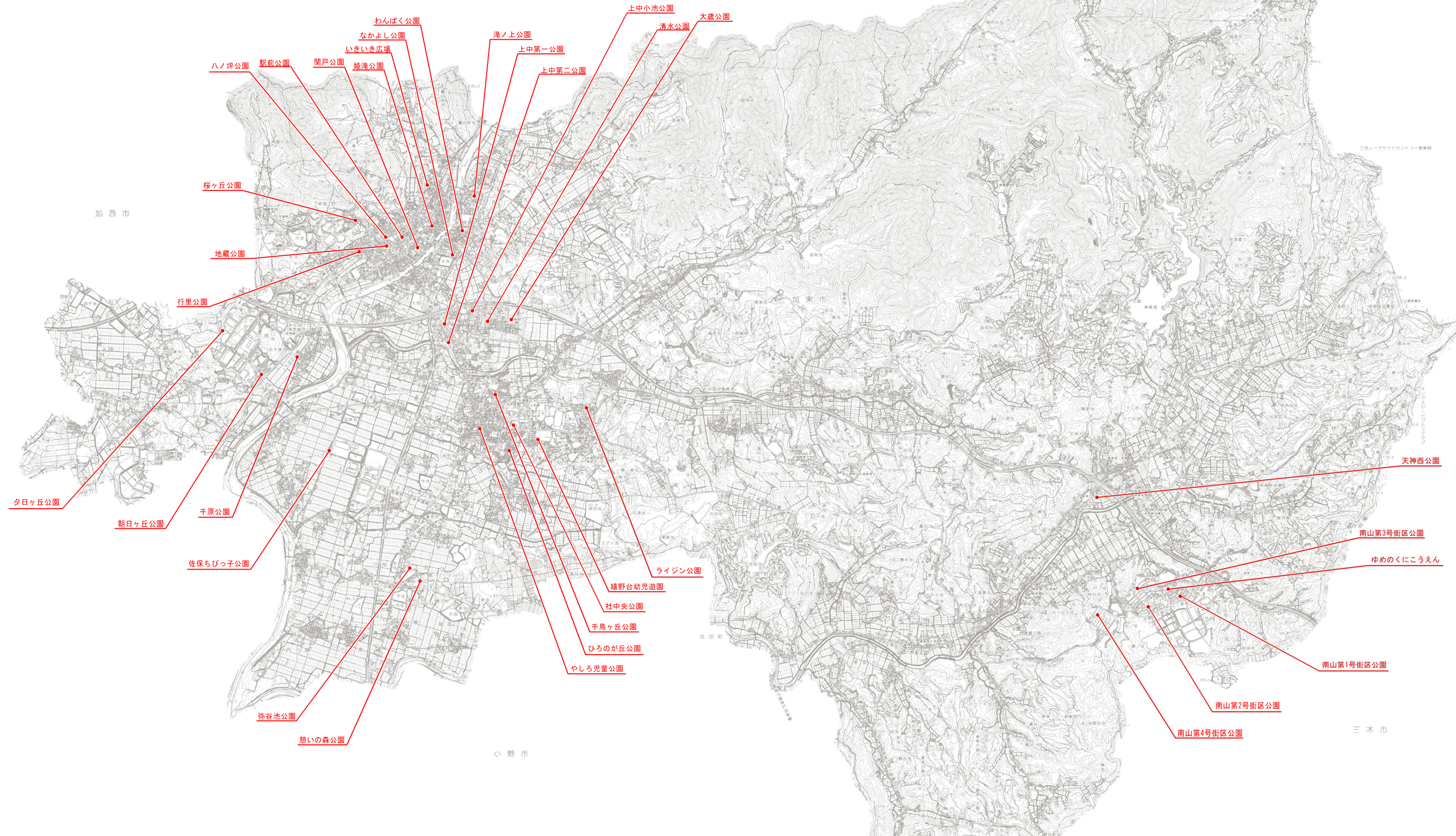
加 西 市

加 東 市

池 田 町

小 野 市

三 木 市



特記仕様書

業務名	令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 加東市公園遊具定期点検業務委託
履行場所	加東市全域
履行期間	契約締結日の翌日から令和6年8月30日まで

第1節 一般事項

第1条 (適用)

- (1) 本特記仕様書(以下「仕様書」という。)は、本市(以下「発注者」という。)が委託する「令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 加東市公園遊具定期点検業務委託」(以下「業務」という。)に適用する。
- (2) 仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合は、契約書を優先する。

第2条 (用語の定義)

仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の管理技術者をいう。
- (2) 「管理技術者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に発注者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
ア 管理技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士(以下「安全管理士」という。)又は公園施設点検管理士(以下「点検管理士」という。)でなければならない。
- (3) 「担当技術者」とは、管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。
ア 担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士(以下「整備技士」という。)、公園施設点検技士(以下「点検技士」という。)、安全管理士又は点検管理士でなければならない。ただし、「管理技術者」と「担当技術者」の兼務はできない。
- (4) 「業務関係者」とは、管理技術者及び担当技術者を総称していう。
- (5) 「発注者の承諾」とは、受注者等が発注者に対して書面で申し出た事項について、発注者が書面をもって了解することをいう。
- (6) 「発注者の指示」とは、発注者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を書面によ

って示すことをいう。

- (7) 「発注者と協議」とは、協議事項について、発注者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (8) 「業務検査」とは、契約書に規定する全ての業務の完了確認、又は支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (9) 「作業」とは、仕様書で定める業務をいう。
- (10) 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。

第3条 （受注者の負担の範囲）

- (1) 点検業務に必要な工具、測定機器等は、受注者側の負担とする。
- (2) 使用禁止処置は、含まない。

第4条 （点検業務報告書の様式）

- (1) 報告書の様式は、（一社）日本公園施設業協会が定める「定期点検総括表」、「定期点検表」及び「写真台帳」に基づき作成すること。
- (2) 報告書は、点検業務報告書1部及びデジタルデータでの納品とし、データを容易に改ざん出来ないようにすること。

第5条 （関係法令の遵守）

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

第2節 業務関係図書

第6条 （業務計画書）

管理技術者は、点検業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、作業手順、担当技術者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。ただし、軽微な業務の場合に於いて発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（※安全管理士、整備技士、点検管理士及び点検技士の認定証の写しを添付すること。）

（※点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具等の取扱、処置方法、連絡手順について事前に決めておくこと。）

第7条 （作業計画書）

管理技術者は、業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業範囲、管理技術者名、担当技術者名等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に発注者の承諾を受けること。

第8条 （貸与資料）

業務遂行に必要な資料(点検対象遊具等の図面、製品仕様書等)は、貸与する。ただし、業務終了後は返還するものとする。

第9条 （業務の記録）

発注者と協議した結果については、発注者の確認を受けるとともに指定様式に記録し整理すること。

第3節 業務現場管理

第10条 （業務管理）

業務契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行うこと。

第11条 （管理技術者）

- (1) 受注者は、管理技術者を定め発注者に届け出ること。また、管理技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 管理技術者は、担当技術者に作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。
- (3) 管理技術者は、担当技術者以上の経験、知識及び技能を有する者で、「安全管理士」又は「点検管理士」であること。

第12条 （業務条件）

- (1) 業務を行う月日、時間等は、作業計画書により実行すること。
- (2) 業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、発注者と協議の上、変更届けを提出し承諾を受けたのち業務の実施にあたること。

第4節 業務の実施

第13条 （担当技術者）

担当技術者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で、「点検技士」、「整備技士」、「点検管理士」又は「安全管理士」であること。

第14条 （点検の範囲）

- (1) 点検業務の対象遊具等は、別紙「対象遊具一覧」による。
- (2) 遊具等の点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」及び「定期点検表」に基づいて実施しその結果について報告すること。
(※定期点検業務には原則としてボルト、ナット類の増し締め、グリス等の注油は含まない。)
(※防食テープ等が巻かれている場合は、点検箇所及び点検方法について事前に協議すること。)
(※遊具等の使用禁止の処置としてバリケード、板囲い等を行う場合の手間や材料代は含まない。)

第15条 （点検の実施）

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ発注者から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告

書、修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とすること。

- (2) 点検業務の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(一社)日本公園施設業協会認定の JPFA 点検器具を使用して行うこと。
- (3) 高難度系遊具や大可動系遊具の安全領域内の設置面の衝撃吸収性能の測定を行う場合は、JPFA 方式又は ASTM 及び EN の規格基準に適合した測定器を使用して行うこと。
- (4) 点検業務は担当技術者が行い、その点検結果に基づく判定は管理技術者が行い、職務を兼ねることはできない。
- (5) 点検前に現状の遊具の全景写真を撮影し、点検項目の全てについて、点検箇所の近景を撮影すること。

第 16 条 (安全対策)

- (1) 点検作業においては、作業中であることを表示するとともに、公園利用者へ危害・迷惑をかけることの無いように十分な安全対策を講ずること。
- (2) 点検の結果、緊急な使用禁止が必要と判断される遊具等については、業務計画書等で事前に発注者と打ち合わせた手順に従うこと。

第 17 条 (作業服装)

業務関係者は、業務及び作業に適した服装にて作業を実施し、「点検技士」、「点検管理士」、「整備技士」及び「安全管理士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事すること。

第 18 条 (点検業務の報告)

管理技術者は、作業の結果を記載した点検業務報告書を作成し、発注者へ契約書に定められた期間内に報告すること。

第 5 節 業務の検査

第 19 条 (業務の検査)

受注者は、契約書に基づき次の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (ア) 契約書
- (イ) 仕様書
- (ウ) 業務計画書(「安全管理士」、「整備技士」、「点検管理士」及び「点検技士」の認定証の写しを添付すること。)
- (エ) 作業計画書
- (オ) 業務の記録
- (カ) 支給品借用・返納書
- (キ) 業務完了届
- (ク) 定期点検業務報告書((一社)日本公園施設業協会が定める定期点検総括表・定期点検表の様式及び写真台帳)

対象遊具一覧

番号	公園名	施設種類	施設名称	数量	単体遊具				複合遊具		
					A	B	C	D	小	中	大
1	なかよし公園	運動施設	バスケットゴール	1	1						
		運動施設	健康遊具	2	2						
		遊戯施設	複合遊具	1					1		
		遊戯施設	スツール遊具	2	2						
2	わんぱく公園	遊戯施設	滑り台	1		1					
		運動施設	健康遊具	2	2						
3	行里公園	遊戯施設	砂場	1	1						
		遊戯施設	スツール遊具	3	3						
		遊戯施設	2連ブランコ	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ境界柵	1	1						
		遊戯施設	滑り台	1		1					
4	地藏公園	遊戯施設	砂場	1	1						
		遊戯施設	複合遊具	1					1		
		運動施設	健康遊具	1	1						
5	駅前公園	遊戯施設	3連鉄棒	1	1						
		遊戯施設	砂場	1	1						
		運動施設	健康遊具	3	3						
		遊戯施設	2連ブランコ	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ境界柵	1	1						
		遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	築山	1					1		
6	八ノ坪公園	遊戯施設	スツール遊具	2	2						
		遊戯施設	ちびっこハウス	1	1						
		遊戯施設	砂場	1	1						
		遊戯施設	複合遊具	1					1		
7	朝日ヶ丘公園	遊戯施設	複合遊具	1					1		
8	いきいき広場	遊戯施設	4連ブランコ	1			1				
		遊戯施設	4連ブランコ境界柵	1	1						
		遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	3連鉄棒	1	1						
		遊戯施設	砂場	1	1						
		運動施設	健康遊具	3	3						
9	夕日ヶ丘公園	遊戯施設	複合遊具	1					1		
		遊戯施設	2連ブランコ	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ境界柵	1	1						
		運動施設	健康遊具	1	1						
10	滝ノ上公園	遊戯施設	複合遊具	1					1		
11	上中第二公園	遊戯施設	複合遊具	1						1	
		遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	砂場	1	1						

番号	公園名	施設種類	施設名称	数量	単体遊具				複合遊具		
					A	B	C	D	小	中	大
12	やしろ児童公園	遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ境界柵	1	1						
		遊戯施設	3連鉄棒	1	1						
		遊戯施設	砂場	1	1						
13	上中第一公園	遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	砂場	1	1						
		遊戯施設	スツール遊具	2	2						
		遊戯施設	ネットジャングルジム	1		1					
14	佐保ちびっ子公園	遊戯施設	3連鉄棒	1	1						
		遊戯施設	砂場	1	1						
		遊戯施設	ネットジャングルジム	1		1					
		遊戯施設	ちびっこハウス	1	1						
		遊戯施設	ちびっこスライダー	1		1					
15	千鳥ヶ丘公園	遊戯施設	複合遊具	1					1		
		遊戯施設	スツール遊具	2	2						
		遊戯施設	砂場	1	1						
16	大歳公園	遊戯施設	複合遊具	1					1		
		遊戯施設	健康遊具	1	1						
		遊戯施設	砂場	1	1						
		遊戯施設	3連鉄棒	1	1						
17	清水公園	遊戯施設	複合遊具	1					1		
		遊戯施設	砂場	1	1						
		遊戯施設	2連ブランコ	1		1					
18	上中小池公園	遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	砂場	1	1						
		遊戯施設	ちびっこハウス	1	1						
19	ライジン公園	遊戯施設	幼児用滑り台	1		1					
		遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ境界柵	1	1						
		遊戯施設	砂場	1	1						
20	南山第1号街区公園	遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	砂場	1	1						
		遊戯施設	ちびっこハウス	1	1						
		遊戯施設	スツール遊具	2	2						
21	南山第2号街区公園	遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	ターザンロープ	1			1				
22	南山第3号街区公園	遊戯施設	3連鉄棒	1	1						
		遊戯施設	健康遊具	3	3						
23	南山第4号街区公園	遊戯施設	複合遊具	1					1		
24	関戸公園	遊戯施設	複合遊具	1					1		
25	天神西公園	遊戯施設	複合遊具	1						1	
		遊戯施設	トンネル	1	1						

番号	公園名	施設種類	施設名称	数量	単体遊具				複合遊具		
					A	B	C	D	小	中	大
26	憩いの森公園	遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	ジャングルジム	1		1					
		遊戯施設	太鼓はしご	1	1						
		教養施設	ミステリーミラー	1	1						
		教養施設	風のコーラス	1	1						
		教養施設	空の音	1	1						
27	社中央公園	遊戯施設	複合遊具(大)	1							1
		遊戯施設	複合遊具(小)	1					1		
		遊戯施設	2連ブランコ	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ境界柵	1	1						
		遊戯施設	スツール遊具	12	12						
		遊戯施設	ジャングルジム	1		1					
		運動施設	健康遊具	3	3						
28	ゆめのくにこうえん	遊戯施設	複合遊具(大)	1							1
		遊戯施設	複合遊具(小)	1					1		
		遊戯施設	2連ブランコ	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ境界柵	1	1						
		遊戯施設	滑り台	1		1					
29	桜ヶ丘公園	遊戯施設	2連ブランコ	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ境界柵	1	1						
		遊戯施設	滑り台	1		1					
30	姫滝公園	遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ	1		1					
		遊戯施設	2連ブランコ境界柵	1	1						
		遊戯施設	3連鉄棒	1	1						
31	ひろのが丘公園	遊戯施設	複合遊具	1					1		
		遊戯施設	砂場	1	1						
32	嬉野台幼児遊園	遊戯施設	滑り台	1		1					
		遊戯施設	4連ブランコ	1			1				
		遊戯施設	4連ブランコ境界柵	1	1						
33	千原公園	遊戯施設	砂場	1	1						
		遊戯施設	滑り台	1		1					
34	弥谷池公園	遊戯施設	スプリング遊具	2	2						

合計	単体遊具				複合遊具		
	A	B	C	D	小	中	大
146	91	33	3	0	15	2	2